

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、未利用県有地等の利活用及び処分について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年6月11日

香川県監査委員	宮本欣貞
同	都村尚志
同	鍋嶋明人
同	仲山省三